

シー・ディ・エス・テクノロジー株式会社 ソフトウェア使用許諾条件

本使用許諾条件は、シー・ディ・エス・テクノロジー株式会社の販売するすべてのソフトウェアを対象とし、ご使用にあたっての条件を定めるものです。ご注文を持って本使用許諾条件に定めるすべての条項に同意いただいたとみなすものとします。

【使用許諾条件】

第1条(目的及び定義)

- このソフトウェア使用許諾書(以下「本許諾書」という)は、要綱に記載の提供ソフトウェアの使用許諾に関する条件を規定するものとする。
- 「対象プログラム」とは、要綱に提供ソフトウェアとして記載された機械可読形式のコンピュータ・対象プログラムの全部又は一部をいい、その最新版と関連の資料、文書、印刷物等の有体物を含む。又、この対象プログラムにその複製物、改変物等を含めた場合は「対象プログラム等」という。
- 「指定機器」とは、要綱に記載のコンピュータ・ハードウェアをいい、完納時の機種を特定する。

第2条(使用権)

乙は対象プログラムの再使用許諾権者として、対象プログラムを指定機器に限定して使用できるが、譲渡は不可能の権利(以下「使用権」という)を甲に対して非独占的に許諾する。

第3条(複製及び改変)

- 甲は、乙に書面にて事前に通知することにより、機械可読形式で提供される対象プログラムを、指定機器に対するバックアップ用に限定して1部に限り複製できる。
- 機械可読形式で提供される対象プログラムは、乙の書面による合意があれば甲が指定機器で使用するのに必要な範囲で甲は改変することができる。
- 対象プログラムの複製物及び改変物は、その数量、所在等についての管理を甲が行うものとし、これらの使用権は甲が対象プログラムの使用権を失った時に同時に失効するものとする。

第4条(権利の帰属)

対象プログラムの著作権、財産権、所有権及び工業所有権等の一切の権利は、乙に独占的に帰属していることを甲は確認する。従って甲はこれらの権利を阻害する一切の行為を行わないものとする。

第5条(機密の保全)

- 甲は対象プログラム等のすべてについて乙の書面による事前の承諾がない限り、如何なる形においてもその内容を第三者に対して公開若しくは開示してはならないものとし、且つ漏洩を防止するものとする。
- 甲は対象プログラム等の使用又は取扱いを許可する甲の従業員並びに甲の管理責任下にある第三者を特定し、本使用条件の遵守と前項の機密保全の保証をするために適切な措置を講ずるものとする。
- 本条項は甲の使用権が失効後も効力を存続するものとする。

第6条(保証及び免責)

- 乙は乙所定の稼働環境のもとで対象プログラムが説明通り稼働するよう、是正と仕様上の問題の解決に努力するものとする。万一隠れた瑕疵が発見された場合、乙は対象プログラム納入後6ヶ月は無償で、瑕疵について可能な限り修正を行うものとする。
- 対象プログラムの使用又は取扱いのみに起因する甲の直接、間接の損害に対して乙は一切その賠償の責を負わないものとする。
- 乙は対象プログラム又はその説明書等に関し、その市場性や特定の目的に対する適合性について、表示や暗示を含め、保証を行うものではない。
- 甲は対象プログラムを、本許諾書の規定に違反し修正又は改変した場合、または対象プログラムの誤用、対象プログラムと他対象プログラムとの結合の場合には、本条の保証は適用されず、乙は一切の責任を負わないものとする。

第7条(著作権等の侵害)

- 甲の対象プログラムの使用が第三者の著作権、又は工業所有権の侵害となる理由で訴えられるかその恐れがある時は、甲は速やかに乙に通知し、甲乙は対応策を協議するものとする。

- 甲が現実には訴状を受理した日から10日以内に甲から乙に事実及び内容が通知され、訴えに対する甲の対応に実質的な参加の機会と決定の権限が乙に与えられ、且つ甲の協力が得られたにもかかわらず、敗訴判決若しくは和解が確定した場合には、乙は甲の損害賠償及び合理的な裁判費用を負担するものとする。
- 敗訴判決若しくは和解が確定した後に、乙は自らの選択と費用で甲が使用権を継続できる権利を取得するか、権利侵害を回避する改変を対象プログラムに施すものとし、これらの対策を合理的になし得ざる場合には、乙は甲と協議の上、関連契約の全部又は一部を解約できるものとする。

第8条(指定機器の改変及び設置場所の変更)

甲は指定機器を改変するか、或いは他のシステムとの連動その他によりシステム構成を改変、若しくは設置場所を変更する時は、事前の書面により乙に通知し本許諾書の継続適用の可否と修正条件につき協議するものとする。

第9条(使用権の停止及び失効)

- 甲に下記各号の一に該当する事由が生じたときは、乙は何らの通知・催告を要せず直ちに使用権を停止し失効することができるものとする。
 - 本許諾書上の義務を履行せず、その他本許諾書の内容に違反し、相手方より14日間の期間を定めて催告をうけても、これを是正しなかった時。
 - 手形または小切手を不渡りにした時、その他支払い停止・不能の状態に陥った時。
 - 破産・民事再生・会社更生等の申し立てがあった時。
 - 第三者より差押さえ・強制執行・保全処分等を受けた時。
 - 営業の廃止・譲渡又は会社の解散。
 - 監督官庁による営業許可の取り消し、停止処分その他本許諾書の履行が困難になると判断される事由があった時。

第10条(不可抗力並びに制限)

甲乙何れかの当事者の本許諾書の履行が、政府規制、戦争、内乱等の非常事態、或いは地震、台風、洪水等の天災、及び火災その他の当事者の制御し得ない事由により妨げられる場合は、当事者はその責を負わないものとする。対象プログラム等の使用権の行使の場所は日本国内に限られるものとし、甲の対象プログラム等を国外にて使用する場合は、乙の事前の書面による承諾を必要とする。

第11条(有効期間及び終結)

- 甲の使用権は関連契約の甲乙両当事者の署名又は捺印で発効し、甲が指定機器の使用を停止したり、甲の使用権が失効した時に有効期間は終結するものとする。甲が対象プログラムの使用を放棄した時も同様とする。
- 甲は有効期間の終結の日から10日以内に対象プログラム等のすべてを乙に返却するか破毀の処理をなし、その旨を証明する確認書を乙に交付するものとする。但し、対象プログラムの改変物については、甲は改変部分、結合部分を完全に取除いたうえ残部について破毀の処理をなすものとする。

第12条(本許諾書の優位性)

本許諾書は関連契約におけるソフトウェアの使用許諾に関する甲乙両者の権利、義務、責任等の契約の条件についての総ての合意を包括し、甲乙双方の正式な責任者の署名又は捺印のある文書を除いては、取消し、変更、譲渡、廃棄はできないものとする。

第13条(協議条項)

本許諾書に定めなき事項、又は本許諾書事項の解釈に疑義若しくは紛争が生じた時は、甲乙両者は信義誠実の原則に従い協議の上解決するものとし、なお協議のとのわかない場合は第一管轄裁判所は東京地方裁判所とする。